

令和2年12月15日

神奈川県カラオケボックス協会 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る本県の対応について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では12月15日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、特措法第24条9項に基づき12月17日までとされていた横浜市内及び川崎市内の酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対する22時までの時短営業の要請を、令和3年1月11日まで延長することとしました。

また、徹底したテレワークや時差出勤を強くお願いするとともに、従業員に対して忘年会や新年会など、お酒を伴う懇親会は控えるよう働きかけをお願いします。

あわせて、業界団体や県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドライン等に基づく感染防止対策を改めて徹底していただき「感染防止対策取組書」、「LINE コロナお知らせシステム」をご活用くださるよう、お願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料・動画  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/2020kiki.html>
- ・県民や事業者の皆様に対する要請内容について  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>
- ・感染防止対策取組書及びLINE コロナお知らせシステムについて  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

別 添

- ・知事メッセージ

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室

危機管理担当

電話 045 (210) 1111 内線 3465～3467